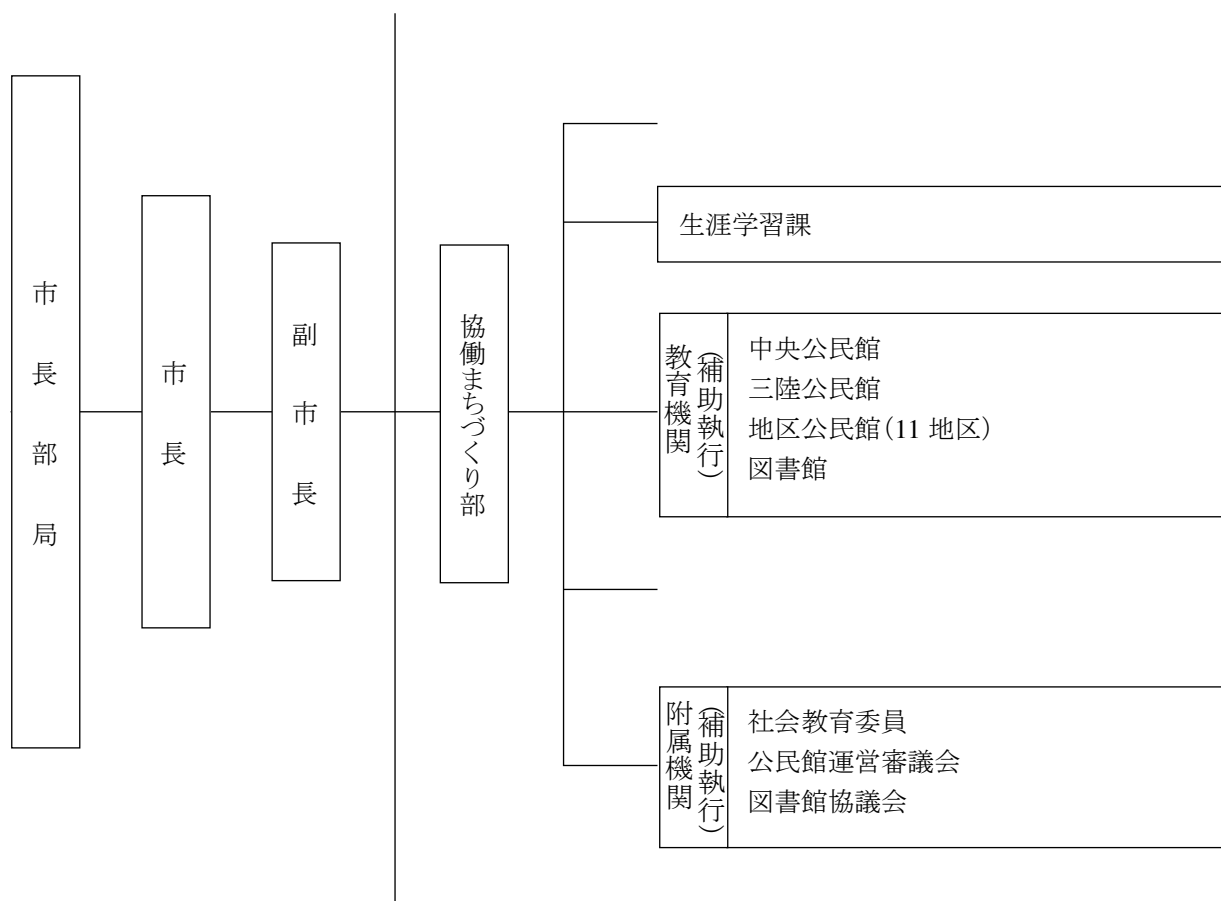
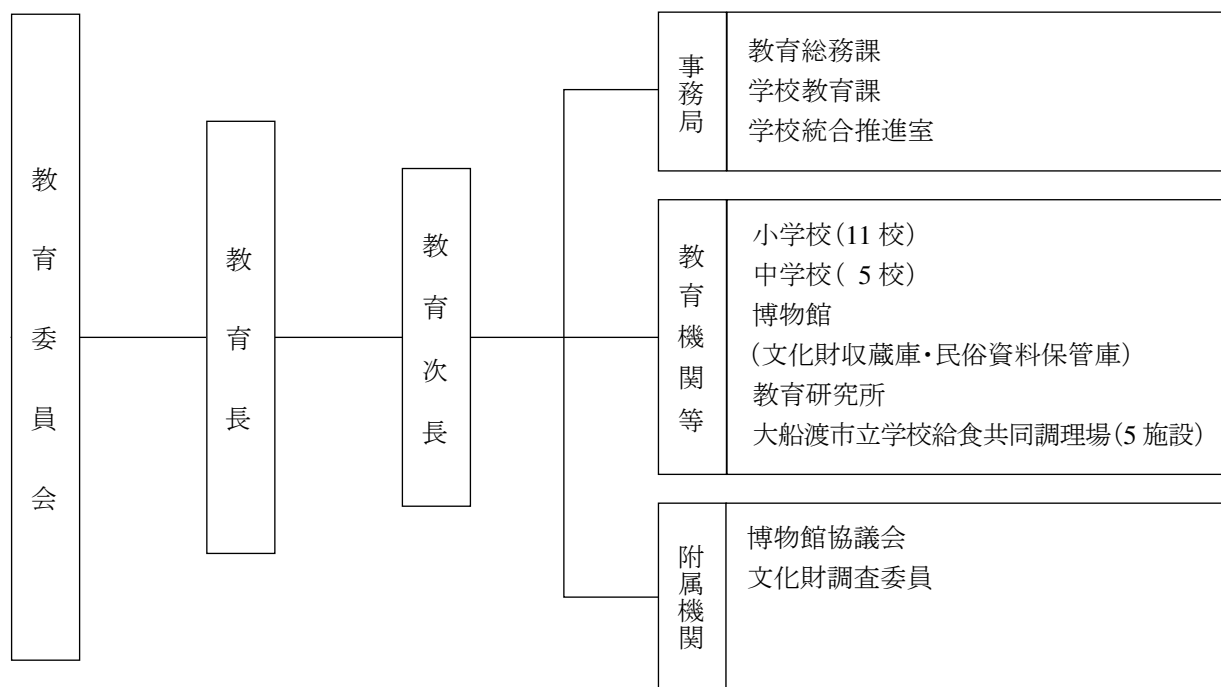


教育行政

大船渡市教育委員会・市長部局関係課等 行政組織図



教育委員



小松教育長



柏崎委員



熊谷委員



村谷委員



鈴木委員

役職名	氏 名	就任年月日
教育長	小 松 伸 也	平成 29 年 10 月 1 日
委 員	柏 崎 正 明	平成 28 年 10 月 1 日
委 員	熊 谷 テイ子	平成 26 年 10 月 1 日
委 員	村 谷 志 保	平成 30 年 10 月 1 日
委 員	鈴 木 晴 紀	令和 元年 10 月 1 日

令和２年度大船渡市教育行政の運営に関する基本方針

I 教育振興の基本方向

本市の教育を取り巻く環境は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来など大きく変化しており、さらに市民の意識も、東日本大震災発災を経て価値観が多様化し、自らの生き方を主体的に選択・追求する傾向が強まっており、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

次世代を担う子どもたちには、家庭・学校・地域社会などの連携を深めながら学校教育の充実を図っていく必要があります。

また、生涯を通じて、心身ともに豊かで生きがいをもって生活を送るために、生涯学習活動が、いつでも誰でも気軽にできるように環境の整備や充実を図るとともに、市民の自主的な活動への支援などが必要です。

このような状況の中で、本市の教育振興にあたって、国・県の動向や社会の変化を的確に捉え、大船渡市復興計画や大船渡市総合計画との整合を図りながら、心身ともに健全な子どもの育成を推進するとともに、市民が生涯にわたって学ぶことができるよう、教育・文化・体育などの各分野の振興に努めることが極めて肝要となっています。

本市の総合計画に掲げる将来都市像「ともに創る 三陸の地に輝き躍動するまち 大船渡」の実現に向け、より戦略的に当該計画を遂行していくため、施策の大綱（＝政策）により、総合的かつ計画的なまちづくりを推進してゆくものです。

ついては、教育施策としても、本計画のこれまでの施策の実績を踏まえ、引き続き本市の教育振興の基本方針を次のとおりとします。

基本方針

豊かな心を育む人づくりの推進

II 施策の基本方向

本市教育振興の基本方針の実現に向けて、以下の５項目を施策の基本方向とし、総合的に施策の展開を図ります。

1 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて自主的に学習できるよう、家庭・学校・地域社会との連携を図りながら、生涯学

習環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します。

(1) 学習環境の充実

- 学習活動の発表、読書、各種調査・研究など、市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯学習施設及び設備の充実に努めます。
- 生涯学習施設設備の老朽化の進行に対応し、適切な維持管理に努めます。

(2) 学習機会の充実

- 市民各層の多様な学習ニーズに応えるため、関連情報の収集に努め、積極的に周知を図ります。
- 各生涯学習関連施設においては、各種事業の企画にあたり、市民の多様なニーズの把握に努め、魅力ある学習メニューづくりに取り組むとともに、若年層や勤労者にも配慮した開催方法を検討します。
- 市立図書館及び市立博物館においては、各種資料の収集・保存に努め、広く利用・公開に供しながら、利用促進を図ります。

(3) 学習活動の促進

- 住民に多様な学習活動の機会を提供するため、地区公民館による文化祭の開催を支援します。
- 市内各施設・団体等が開催する各種行事や学習情報を市のホームページや広報紙を通じて、周知し、学習意欲の向上を図ります。

2 学校教育の充実

児童・生徒の自ら学び、自ら考える力と豊かな心の育成を図るため、家庭・学校・地域社会の連携のもと、教育環境の充実を図ります。

(1) 教育環境の充実

- 児童・生徒数の動向を見極め、学校規模の適正化について検討するとともに、地域の意向を尊重しながら学校統合を進めます。
- 各種教材や備品などの整備を通じて、質の高い教育環境の維持・確保を図ります。

(2) 個に応じた学力の向上

- 学力調査などの分析結果を活用して、児童・生徒個々の学力の定着状況を把握し、各校において、ねらいを明確にした授業を実践しながら、児童・生徒の学力向上に努めます。
- 授業交流会をはじめ、教員の資質や能力の向上を目指した研修機会の充実を図るとともに、市独自に少人数指導非常勤講師などを配置し、組織的な取組を強化しながら、児童・生徒の個性や理解の程度に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、教員の指導力の向上に努めます。

(3) 豊かで強い心の育成

- 児童・生徒の心の支援のあり方について、市と学校、スクールカウンセラーなどで共有し、同一の認識での対応を図ります。

- 道徳教育はもとより、キャリア教育の一環として、地域の良さに目を向けさせる学習を行うなどにより、心の教育の一層の推進に努めます。
- 学習障がいなどを有する児童に的確に対応するため、特別支援教育支援員の研修機会の充実を図ります。
- 東日本大震災・津波の教訓を共有しながら、児童・生徒の防災知識の習得や避難行動の実践に取り組みます。あわせて郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成する復興教育を推進します。

(4) たくましく健やかな体の育成

- 体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、県教育委員会が発行した「子供の体力向上指導者の手引き」を活用して、授業における指導方法を工夫・改善し、各校の実態に応じた児童・生徒の体力向上に努めます。
- 児童・生徒が、発達段階に応じて、自主的に健康で安全な生活を実践することができる能力と態度の育成を図るため、保健指導・安全指導の充実に努めます。
- 児童・生徒数の推移などを勘案しながら、学校給食について、調理施設の集約化を進めます。

(5) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

- 学校の情報を広く地域の皆さんに伝えるとともに、地域における交流や体験学習などを通じて、それぞれの地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを推進します。
- 地域相互に連携しあいながら学校づくりを進めるため、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができるコミュニティ・スクールや、学力向上、生徒指導の充実を図るため、小中連携、一貫教育の実現の可能性を検討します。
- 東日本大震災を機に諸団体、大学等から受けている支援や絆を大切にし、児童・生徒の学びに生かします。

3 青少年健全育成の推進

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、地域行事等を通じて社会性を身に付ける環境を整えます。

(1) 地域の体制強化

- 地域の青少年育成組織や各地区・地域公民館、PTAなどの自主的な活動への支援を通じて、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る教育振興運動推進体制の整備を促進します。
- 環境への不適応を訴える児童・生徒や、それに関わる悩みを訴える保護者が増えつつあることを踏まえ、相談体制の充実を図ります。
- インターネットや携帯電話の適正利用について、本市における利用実態を踏まえ、家庭・地域・学校等と連携を図りながら、取り組みます。

(2) 市民意識の啓発

- 小中学生や高校生について、地域や学校と連携して、様々な社会貢献活動や体験活動、さら

には、地域行事への参加を促進します。

- 関係機関・団体との連携による青少年健全育成キャンペーンや環境パトロールの実施などを通じて、青少年の健全育成を図るための意識啓発を図り、非行防止に努めます。

4 スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションに係る事業は、令和2年4月より、学校体育施設の開放事業を残し、市長部局に移管しました。

(1) スポーツ環境の整備・充実

- 生涯を通じて、いつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しんでもらうため、学校体育施設を開放します。

5 地域の歴史・文化資源の継承

本市の歴史と風土に根ざした文化資源の保存・活用を図るとともに、新たな文化を創造するため、市民の芸術・文化活動を支援します。

(1) 文化財の保存と活用

- 貴重な文化財の調査研究及び適切な保護・保存を図り、市民はもとより、広範な活用に供します。
- 有形・無形の知的情報を収集・保存し、その活用に供するため、市立図書館及び市立博物館の機能充実を図るとともに、デジタルアーカイブ等ICTの活用について検討します。
- 埋蔵文化財の保存・研究の場の確保について調査・検討します。

(2) 伝統文化の継承

- 伝統文化を守るため、多彩な伝統文化の発表と交流機会の充実、また、自主的なグループや団体などへの活動支援、後継者や指導者の確保・育成に努めます。

基本方針と施策の体系

【基本方針】

【施 策】

【基本事業】

